

「事故隠し」認定せず

京都地裁「診断誤りと言えぬ」

誤注入看護師ら
2813万円賠償命令
京大病院（京都市左
京区）で00年2月、人工
呼吸器に消毒用エタノール

ルを誤注入され中毒死し
た藤井沙織さん（当時17
歳）の両親が、大学と担
当医（2）や看護師ら計9
人に約1億1400万円
の損害賠償を求めた訴訟

で、京都地裁（中村哲裁
判長）は1日、大学と、
誤注入に直接かかわった
看護師4人に総額約28
13万円の支払いを命じ
る判決を言い渡した。両

親が主張した事故隠し
は認定されなかった。両
親は控訴する方針。
判決によると、沙織さ
んは生後間もなくから脳
疾患で京大病院への入退

院を繰り返して、99年12月
から人工呼吸器を継続利
用。看護師が蒸留水と取
り違えたエタノールを00
年2月28日から約53時間
強制吸引させられ、3月
2日夜に中毒死した。し
かし医師は敗血症ショッ
クと判断し、誤注入を死
亡診断書に記載せず、発
覚の2日後まで両親に伝
えなかった。カルテや看
護記録にも死亡当日まで
記さず、2月29日のカル
テには敗血症ショックに

合致する記載が後から書
き加えられていた。
判決は誤注入にかかわ
った看護師4人について
「容器のラベルを確認し
なかった」として注意義
務違反を、大学には使用
者責任を認定した。損害
賠償額のうち沙織さんへ
の慰謝料は、「中毒の苦
痛はなく、誤注入がなく
ても死亡したことを考慮
すべきだ」との大学の主
張を退け、2000万円
と算定した。一方、事故

隠しについては「エタノ
ールの影響がないと考え
たという医師らの説明は
うなずけないが、診断に
誤りがあったとまでは言
えず、意図的な隠しがい
あったとまでは認められ
ない」とした。
会見した両親と代理人
弁護士は「判決はカルテ
記載の不備を十分評価し
ていない。事故報告も死
亡がなければ自発的にさ
れたかは疑問」と批判し
た。【太田裕之】

京大病院人工呼吸器エタノール事件
民事地裁判決
2006年11月2日 毎日新聞（大阪）